

北上地区消防組合個人情報保護規則をここに公布する。

平成26年10月30日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第7号

北上地区消防組合個人情報保護規則

(別紙のとおり)

○北上地区消防組合個人情報保護規則

平成26年10月30日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合個人情報保護条例（平成26年北上地区消防組合条例第6号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第2条 実施機関（条例第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）は、この規則に定めるもののほか、条例第2章に定める個人情報の取扱いについて、別に規則で定めるところにより、これを行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第13条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとし、同項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

- (1) 開示請求をする者の連絡先
- (2) 希望する開示の実施の方法
- (3) 法定代理人又は代理人（以下「法定代理人等」という。）が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が開示請求を行うことが困難な理由
- (4) その他実施機関（条例第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）が定める事項

(開示請求において本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第13条第2項に規定する開示の請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人等であることを示す書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他官公署が発行する許可証等で本人であることを確認する書類として実施機関が適当と認めるもの
- (2) 法定代理人等が請求する場合 当該法定代理人等に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として実施機関が適当と認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に掲げる通知書によるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書
(様式第4号)

(開示決定等の期間の延長の通知)

第6条 条例第19条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第5号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第7条 条例第20条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書(様式第6号)によるものとする。

(事案の移送の通知)

第8条 条例第21条の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第7号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の通知等)

第9条 条例第22条第1項に規定するその他必要な事項とは、次のとおりとする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第22条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る意見照会書(様式第8号)によるものとする。

3 条例第22条第3項の規定による通知は、第三者個人情報開示決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第23条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他これに類する媒体に収録された記録 再生のための機器による視聴又は複製物の交付

(2) 前号に掲げる記録以外の物 印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第1号に規定する開示方法は、その媒体に収録されている電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。

3 請求者は、開示の決定を受けた後、開示の方法を変更しようとするときは、実施機関に対し口頭による申出又は保有個人情報開示方法変更申出書(様式第10号)の提出をしなければならない。ただし、情報開示の請求に際し写し又は複製物の交付を希望したものについては、開示の変更は認めないものとする。

4 条例第23条第4項の規則で定める本人であることの証明の手続は、第4条第1号に規定する書類の提示によるものとする。

(閲覧等の中止等)

第11条 管理者は、閲覧、視聴又は聴取の方法により保有個人情報の開示を受ける者が当該保有個人情報を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき

は、当該保有個人情報の閲覧、視聴若しくは聴取を中止させ、又は禁止することができる。

(費用の負担等)

第12条 北上地区消防組合情報公開規則第10条の規定は、条例第25条第2項及び第3項の規則で定める額並びに徴収について準用する。

(訂正請求書)

第13条 条例第27条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(1) 訂正請求をする者の連絡先

(2) 法定代理人等が訂正請求する場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が訂正請求を行うことが困難な理由

(3) その他実施機関が定める事項

(訂正請求において本人等の証明に必要な書類)

第14条 第3条の規定は、訂正請求に係る本人等の証明に必要な書類について準用する。

(訂正決定等の通知)

第15条 条例第29条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保有個人情報を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 保有個人情報を訂正しない旨の決定 保有個人情報不訂正決定通知書(様式第13号)

(訂正決定等の期間の延長の通知)

第16条 条例第30条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第14号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 条例第31条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(様式第15号)によるものとする。

(事案の移送の通知)

第18条 第7条の規定は、訂正請求に係る事案の移送について準用する。

(訂正決定に係る提供先への通知)

第19条 条例第33条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止請求書)

第20条 条例第35条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とし、同項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）によるものとする。

- (1) 利用停止請求をする者の連絡先
- (2) 法定代理人等が利用停止請求をする場合にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者若しくは成年被後見人の別又は当該本人が利用停止請求をすることが困難な理由
- (3) その他実施機関が定める事項
(利用停止において本人等の証明に必要な書類)

第21条 第3条の規定は、利用停止請求に係る本人等の証明に必要な書類について準用する。

(利用停止決定等の通知)

第22条 条例第37条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保有個人情報を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）
- (2) 保有個人情報を利用停止しない旨の決定 保有個人情報非利用停止決定通知書（様式第19号）

(利用停止決定等の期間の延長の通知)

第23条 条例第38条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第20号）によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第24条 条例第39条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書（様式第21号）によるものとする。

(不服申立ての請求の方法)

第25条 条例第40条の規定による不服申立ての請求は、保有個人情報開示等異議申立書（様式第22号）によるものとする。

(施行状況の公表)

第26条 条例第43条の規定により実施状況を公表するときは、告示により行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況
- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等の状況
- (3) 不服申立ての状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(裏)

処 理 状 況 欄

担 当 課 等		
事 案 の 移 送	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(移送年月日) 年 月 日 (移送後の所管課)
決 定期限の延長	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(延長後の期限) 年 月 日 (理由)
第 三 者 情 報	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(相手方及び概要)
第 三 者 へ の 意 見 書 提 出 機 会 の 付 与	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(通知年月日) 年 月 日 (意見書受付年月日) 年 月 日
提出意見書の内容		
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 請求却下 <input type="checkbox"/> 開示拒否 (存否応答拒否) <input type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 不開示	
決 定 の 理 由	北上地区消防組合個人情報保護条例第 条第 項第 号に該当	
決 定 年 月 日	年 月 日	
通 知 年 月 日	年 月 日	
第 三 者 へ の 開 示 通 知 年 月 日	年 月 日	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写物の交付	
開 示 年 月 日	年 月 日	
開 示 可 能 時 期	年 月 日	
摘 要		

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付（ <input type="checkbox"/> 送付）
交付に係る費用	円 (内訳 作成費用 円 送付費用 円)
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考
- 1 当日は、この通知書及び請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）を持参して、上記の開示場所までお越してください。
 - 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
 - 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり部分開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容	
開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し（複製物）の交付（ <input type="checkbox"/> 送付）
開示をしないこととした部分又は内容	
開示をしないこととした理由	北上地区消防組合個人情報保護条例第 条第 項に該当するため
交付に係る費用	円 (内訳 作成費用 円 送付費用 円)
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考
- 1 当日は、この通知書及び請求者本人であることを示す書類（運転免許証等）を持参して、上記の開示場所までお越しください。
 - 2 当日都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等まで連絡してください。
 - 3 交付に係る費用は、開示の際に納入してください。送付による開示を希望した方は、同封の納入通知書により費用を納入してください。納入が確認でき次第、送付します。
 - 4 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。
 - 5 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、 となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
開示をしないことにした理由	北上地区消防組合個人情報保護条例第 条 第 項に該当するため
摘要	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、 となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示を決める期限を延長したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名 又は情報内容	
延長前の期限	年 月 日
延長後の期限	年 月 日
期限の延長理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおりとするので、北上地区消防組合個人情報保護条例第20条の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名 又は情報内容	
情報の一部について 開示を決める期限	年 月 日
残りの情報について 延長して開示を決める 期限	年 月 日
開示を決める期限の 特例を適用する理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、北上地区消防組合個人情報保護条例第21条第1項に基づき、次のとおり移送したので通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名 又は情報内容	
移送先の実施機関	
移送した日	年 月 日
移送した理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

備考 この開示請求に係る開示決定等については、移送先の実施機関が行います。

様式第8号（第9条関係）

（その1）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報開示請求に係る意見照会書

北上地区消防組合個人情報保護条例第13条第1項の規定により 年 月 日付
けで開示請求のありました保有個人情報が含まれた行政文書に に関する
情報が記録されています。つきましては、同条例第22条第1項及び第2項の規定によ
り、次のとおり通知しますので、御意見がありましたら、別添の意見書により回答し
てください。

保有個人情報が含ま れている行政文書名 又は情報内容	
保有個人情報の開示 請求に係る行政文書 に記録されているあ なたに関する情報の 内容	
北上地区消防組合個 人情報保護条例の適 用区分及び当該規定 を適用する理由	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	
担 当 課 等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第8号（第9条関係）
（その2）

年 月 日

実施機関 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

保有個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日付けで照会があった保有個人情報開示請求に係る意見については、
次のとおり回答します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
保有個人情報が含まれている行政文書の開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 開示することについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示することについて支障がある。 (<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部)
開示することについて支障がある場合の該当する情報及び理由	
連絡先	電話番号 内線

- 備考 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 理由の記載に当たっては、開示により受ける不利益、生ずる支障など具体的に記述してください。なお、部分的に開示してほしくない場合には、必ずその部分を明示するようにしてください。

年 月 日

様

実施機関名



第三者個人情報開示決定通知書

に関する情報については、開示することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第22条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名 又は情報内容		
保有個人情報の開示請求に係る行政文書に記録されている当該情報の内容		
保有個人情報開示の実施	日 時	年 月 日 () 午前・午後 時
	場 所	
担 当 課 等 (連絡先)		電話番号 内線
摘 要		

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに異議申し立てと併せて執行停止の申し立てをする必要があります。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、 となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

年 月 日

実施機関 様

請求者 住所又は居所
氏名

㊞

保有個人情報開示方法変更申出書

北上地区消防組合個人情報保護規則第9条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示方法の変更を申し出ます。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容		
変更後の開示の方法	文書又は図面	<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付による交付）
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 送付による交付） <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの交付 （ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付）
摘要		

- 備考
- のある欄は、該当するにレ印を記入してください。
 - 希望する開示方法を変更したいときは、事務作業上、開示の時期が遅くなる場合があります。

(裏)
処 理 状 況 欄

担 当 課 等		
事 案 の 移 送	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(移送年月日) 年 月 日 (移送後の所管課)
決 定期限の延長	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(延長後の期限) 年 月 日 (理由)
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 不訂正	
決 定 の 理 由		
決 定 年 月 日	年 月 日	
通 知 年 月 日	年 月 日	
訂 正 年 月 日	年 月 日	
個 人 情 報 提 供 先	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(提供先) (訂正通知) 年 月 日
摘 要		

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第29条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
訂正をしないことにした理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、 となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第14号（第16条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正を決める期限を延長したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
延長前の期限	年 月 日
延長後の期限	年 月 日
期限の延長理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおりとするので、北上地区消防組合個人情報保護条例第31条の規定により通知します。

保有個人情報が含まれる行政文書名又は情報内容	
訂正を決める期限	年 月 日
訂正を決める期限の特例を適用する理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第16号（第19条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報訂正実施通知書

このことについて、提供した保有個人情報に次のとおり訂正がありましたので通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

(裏)
処 理 状 況 欄

担 当 課 等		
決 定 期 間 の 延 長	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(延長後の期限) 年 月 日 (理由)
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 利用不停止	
決 定 の 理 由		
決 定 年 月 日	年 月 日	
通 知 年 月 日	年 月 日	
利 用 停 止 年 月 日	年 月 日	
摘 要		

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第37条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報非利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第37条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
利用停止をしないことにした理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、 となります。）提訴しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提訴しなければならないこととされています。

様式第20号（第23条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止を決める期限を延長したので、北上地区消防組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名又は情報内容	
延長前の期限	年 月 日
延長後の期限	年 月 日
期限の延長理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

様式第21号（第24条関係）

年 月 日

様

実施機関名



保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおりとするので、北上地区消防組合個人情報保護条例第39条の規定により通知します。

保有個人情報が含まれている行政文書名 又は情報内容	
利用停止を決める期限	年 月 日
利用停止を決める期限の特例を適用する理由	
担当課等 (連絡先)	電話番号 内線

年 月 日

実施機関 様

申立者 住所若しくは居所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 ⑩

保有個人情報開示等異議申立書

年 月 日付けで通知のあった保有個人情報開示等の決定については、次のとおり異議申立てをします。

異議申立ての原因となつた処分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
決定を知つた日	年 月 日
異議申立ての趣旨	
異議申立ての理由	
実施機関の教示の有無	

備考 該当する□にレ印を記入してください。